

第8条(保証事項)

1. 採用者が甲に最初に出社した日から下表に定める保証期間内に辞職した場合(但し、死亡、病気及び甲の責に基づく事由に起因する場合は除く)は、甲は乙に対し、第5条に基づき支払われた報酬に下表に定める返金率を乗じた金額(消費税相当分を含む)を返還請求できるものとする。

2.

保証期間	返金率
出社後1ヶ月以内に辞職した場合	80%
出社後1ヶ月を超え3ヶ月以内に辞職した場合	50%
出社後3ヶ月を超え6ヶ月以内に辞職した場合	10%

2. 前項に定める場合を除くほか、甲は乙に対し、報酬の全部または一部の支払いを拒絶し、また、支払い済みの報酬の全部または一部の返還を求めることはできない。